

○長崎市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和5年10月6日

条例第63号

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、本市における保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(保護施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第39条第1項の規定により条例で定める保護施設の設備及び運営に関する基準は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「省令」という。）に定める基準（省令第10条第2項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省令第6条の2第1項	入所者	利用者
省令第10条第6項第3号	は、ゆるやかにする	を緩やかにする等高齢者等への配慮を行う
省令第16条第3項	採暖	採暖及び熱中症対策

(暴力団員等の排除)

第4条 保護施設の設置者の役員及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。

2 保護施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(基本方針)

第5条 保護施設は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(秘密保持等)

第6条 保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の

秘密を漏らしてはならない。

- 2 保護施設は、職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(医療保護施設の運営)

第7条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。